

高松大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成 26 年 5 月 12 日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、将来の経済社会を担う学生に対し、将来、経済活動に参加する際に、社会人として独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙大学への案内文参照）。

このたび、四国支所では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 21 日（水） 13：00～14：30
- 2 場 所 高松大学 本館 307 講義室（高松市春日町 960）
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 四国支所職員
- 4 対象者 高松大学 3 年生（約 30 名）
- 5 内 容 独占禁止法、公正取引委員会の概要等

※ 今回の独占禁止法教室は、カメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に当支所に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課
	電話 087-834-1441（代表）柏木、伊藤
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

※ 授業構成は、貴校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、貴校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H23年度	32校	9校	55校
H24年度	41校	14校	57校
H25年度	54校	14校	73校

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局四国支所

総務課 担当：柏木、伊藤

TEL 087-834-1441 (代)